重 要 事 項 説 明 書

（令和 8 年 10 月 1 日 現在）

1　事業者の概要

事業者名称	社会福祉法人　　茂木福寿会
代表者職氏名	理事長　　加瀬　元彦
所在地	栃木県芳賀郡茂木町大字飯1694番地

2　事業所の概要

(1)提供できるサービスの種類

施設名称	特別養護老人ホーム　ききょうの里
所在地	栃木県芳賀郡茂木町大字飯1694番地
代表者職氏名	施設長　　永野　由美
介護保険指定番号	栃木県　　0972700157

(2)同施設の職員体制

職種	職務内容	常勤	非常勤	計
施設長	施設全体の管理監督	1名		1名
生活相談員	入退所の管理･生活相談 連絡調整･日常生活の支援	1名		1名
介護職員	介護業務全般	配置基準以上とします。		
看護職員	健康管理全般			
介護支援専門員	介護計画の作成･日常生活支援	1名		1名
機能訓練指導員 ※看護職員と兼務	機能訓練･日常生活支援		1名	1名
栄養士	栄養管理・献立作成・栄養指導等		1名	1名
調理員	調理業務全般	4名	1名	5名
事務員	事務全般	2名	1名	3名
嘱託医	健康管理及び療養上の指導		1名	1名

(3)主な職種の勤務体制

従業者の職種	職務内容
介護職員	早番：6：30～15：30 日勤：①8：30～17：30　②9：30～18：30 遅番：9：30～18：30 夜勤：17：00～9：30
看護職員	①8：30～17：30　②9：00～18：00
生活相談員	8：30～17：30
介護支援専門員	8：30～17：30
機能訓練指導員	看護職員の兼務
栄養士（管理栄養士）	8：30～17：30
嘱託医	毎週月曜日 12：30～14：30

(4)同施設の設備の概要

定員	５０名
居室	４人部屋 ２人部屋 個室
浴室	一般浴槽と特殊浴槽があります

静養室	1室2床
医務室	1室
食堂	1室
機能訓練室	1室
談話コーナー	1室

３　事業の目的及び方針

施設サービス計画に基づき、可能な限り在宅での生活への復帰を念頭に置いて、入浴、排泄、食事等の介護、相談援助、社会生活上の便宜の供与、その他の日常生活上の世話、機能訓練、健康管理及び療養上の世話を行う。そのことにより、入所者がその有する能力に応じ、自立した日常生活を営むことができるよう支援することを目的とします。

入所者の意思及び人格を尊重し、常に入所者の立場に立って、サービスを提供するよう努めます。

明るく家庭的な雰囲気の下、地域や家庭との結びつきを重視した運営を行い、市区町村、居宅介護支援事業者、居宅サービス事業者、他の介護保険施設、医療サービス、福祉サービスの提供者との密接な連携に努めます。

４　サービス内容

(1) 施設介護サービス計画の作成

専任の介護支援専門員がご本人様、ご家族様のご希望を取り入れながら個別の介護計画を作成いたします。また、介護計画の達成状況を定期的に評価、見直しいたします。

(2) 介護

施設介護サービス計画に沿って、下記の介護を行います。（更衣、排泄整容、食事、入浴、施設内の移動、体位交換、シーツ交換等）

(3) 排泄

排泄の自立を促すため、入所者の身体能力を最大限活用した援助を行います。また、自尊心に配慮した援助を行います。

(4) 入浴

週に最低２回身体の状態にあわせた方法で入浴して頂きます。ただし、状態に応じて清拭となる場合があります。

(5) 食事

食事時間は、朝食７：３０～８：３０、昼食１１：３０～１２：３０、夕食１７：３０～１８：３０を基本としております。また、ご希望があれば時間を変更することも可能です。また、実費にてその他ご希望のものがあれば提供もいたしますので、詳しくは職員へお尋ね下さい。

(6) 離床・整容・更衣等

寝たきり防止のため、できる限り離床に配慮します。また、個人としての尊厳に配慮し、適切な整容や更衣が行われるよう援助します。

シーツの交換を週1回行います。

(7) 機能訓練

訓練室やホールにて機能訓練をおこないます。日常生活を営むために必要な機能を改善又は減退を防止するように日常生活の中で援助します。

(8) 生活相談

常勤の生活相談員に、介護以外の日常生活に関することも含め相談できます。

(9) 健康管理

嘱託医による週1回の往診日を設けています。往診日以外でも、体調不良や怪我をされた場合には随時診察を受けられます。嘱託医の指示により外部の医療機関に通院が必要な場合は、通院の介助についてできる限り配慮します。

また、年２回健康診断を行い、入所者の健康管理に努めます。

(10) レクリエーション

体を動かす軽い運動や、絵画やちぎり絵等のレクリエーションをご希望に応じておこないます。また、定期的に外出行事や、季節に応じた納涼祭、忘年会等の行事をおこないます。

(11) 理美容サービス

毎月第１火曜日は、理容組合による理容サービスがあります。（1回1,700円）

隔月第４週には、訪問美容室による美容サービスがあります。（有料）

(12) 所持品の保管

居室のスペースに置くことのできない所持品を保管室にてお預かりいたします。

(13) 貴重品預かり金の管理

預かり金品の合意書を作成し、厳重に保管、管理いたします。

５　ご利用料金

該当 ☑ (1) 施設利用料（1日あたりの1割の自己負担分）

要介護１	要介護２	要介護３	要介護４	要介護５
589円	659円	732円	802円	871円

施設利用料（１日あたりの２割の自己負担分）

要介護１	要介護２	要介護３	要介護４	要介護５
1178円	1318円	1464円	1604円	1742円

施設利用料（１日あたりの3割の自己負担分）

要介護１	要介護２	要介護３	要介護４	要介護５
1767円	1977円	2196円	2406円	2613円

該当 ☑ (2) 食費，居住費（1日あたりの1割の自己負担額）
各所得段階に応じて次の通りです。

負担限度段階	資産要件	食費	居住費	
			個室	多床室
【第1段階】 ・世帯全員が市町民税非課税で老齢福祉年金受給者 ・生活保護受給者	・預貯金等が1,000万円以下の方(夫婦で2,000万円以下の方)	300円	380円	0円
【第2段階】 ・世帯全員が市町民税非課税の方でその他の合計所得金額と年金収入額の合計が80万円以下の方	・預貯金等が650万円以下の方（夫婦で1,650万円以下の方）	390円	480円	430円
【第3段階】 (1) ・世帯全員が市町民税非課税の方でその他の合計所得金額と年金収入額の合計が80万円超120万円以下の方	・預貯金等が550万円以下の方（夫婦で1,550万円以下の方）	680円	880円	430円
【第3段階】 (2) ・世帯全員が市町民税非課税の方でその他の合計所得金額と年金収入額の合計が120万円を超える方	・預貯金等が500万円以下の方（夫婦で1,500万円以下の方）	1，420円	980円	530円
【第4段階】 ・本人が市町民税非課税で世帯員に市町民税課税者がいる方 ・本人が市町民税課税の方 ・配偶者が市町民税課税の方（世帯分離している配偶者を含む）	・利用者負担段階に応じた上記資産要件を満たさない方	1,545円	1,231円	915円

食費は、日割りで頂いています。おやつ代100円となります。
（そのうち、上記の、1日の負担限度額を上限として食費を頂いています。）

該当 ☑ サービス提供体制加算（Ⅰ） 22円/日（1割負担の場合）
介護職員のうち、介護福祉士所持者の割合が80%以上の場合で算定されます。

該当 ☑ 排せつ支援加算（Ⅰ） 10円/月（1割負担の場合）
排せつ状態の改善に関する支援計画を作成し、利用者の症状の改善が見られた場合に算定されます。

該当 ☑ 看護体制加算（Ⅱ）イ 13円/日（1割負担の場合）
常勤の看護師を1名以上配置している場合に加算されます。

該当 □ 夜勤職員配置加算（Ⅰ）イ 22円/日（1割負担の場合）
夜間の人員基準よりも多くの介護職員等を配置し、安心して生活できる環境を構築している場合に加算されます。

該当 ☑ 生産性向上推進体制加算（Ⅱ） 10円/月（1割負担の場合）
見守り機器などのテクノロジーを複数導入し、職員間での適切な役割分担を行っている場合に加算されます。

該当 ☑ 科学的介護推進体制加算（Ⅱ）50円/月（1割負担の場合）

利用者の状態やケアの計画・内容などを科学的介護情報システム（LIFE）へデータ提出することでフィードバックされる情報を活用し、介護サービスの質の向上に向けた取り組みを評価する加算です。

該当 ☑ 栄養管理基準減算　－14単位/日減算（令和8年4月から）

該当 ☑ 看取り介護加算（Ⅰ）

看取り介護計画を作成し，ご家族の同意，計画に基づく適切な看取り介護を行うなどした場合に加算されます。

死亡日より45日～31日前	72円/日（1割負担の場合）
死亡日より30日～4日前	144円/日（1割負担の場合）
死亡日の前々日・前日	680円/日（1割負担の場合）
死亡日	1,280円/日（1割負担の場合）

該当 ☑ 福祉施設初期加算

入所後30日間は1日あたり30円が加算されます。また，30日以上の入院後，再入所される場合も同様です。

該当 ☑ 介護職員等処遇改善加算（Ⅰ）・ロ（令和8年6月から）

所定単位×176/1,000単位

介護職員の処遇改善と人材確保の促進を目的とした加算になります。

該当 ☑ 外泊・入院時費用

病院等へ入院した場合，ご自宅等へ外泊された場合は，ご不在の間も居室を確保しているため，各負担限度額段階に応じて次の料金を頂きます。

負担限度額段階	6日目まで			7日目以降		
	外泊加算	個室料	多床室料	外泊加算	個室料	多床室料
【第1段階】	246円	380円	0円	0円	1,231円	430円
【第2段階】	246円	480円	430円	0円	1,231円	430円
【第3段階①】	246円	880円	430円	0円	1,231円	430円
【第3段階②】	246円	980円	530円	0円	1,231円	430円
【第4段階】	246円	1,231円	915円	0円	1,231円	915円

※施設利用料及び加算においては、介護保険負担割合証に基づく1～3割の負担となります。

該当 ☑ 金銭管理費　50円/日

通帳や日常的に使用する小口現金等の管理にかかわる費用です。

該当 ☑ その他

行事参加費（おでかけデイ、納涼祭、忘年会等）別途料金がかかります。

6　お支払方法

毎月２０日頃までに前月分の利用料につきまして請求いたしますので、その月の月末までにお支払い下さい。お支払い頂きますと領収書を発行いたします。なお、施設にて通帳をお預かりしている方につきましては、基本的にお預かりしている通帳の口座から引き落としさせて頂きます。お支払い方法の詳細につきましては契約時にご相談ください。

7　事故発生時の対応（サービス提供中）

(1) 緊急時における確認事項

①事故によりご契約者の身体に障害が発生した場合は、生命維持の為に可能な限りの応急処置を行います。

②医師、事業所の管理者に状況を正確に伝え指示を受け、診断、治療が必要な場合はスタッフ等と協力し適切敏速な対応に努めます。

(2) ご家族、関係機関への連絡

①身元引受人等の方へ事故の状況や内容を速やかに且つ正確にお伝えし、ご協力を仰ぎます。（緊急連絡先の変更がある場合は必ずお知らせ下さい）

②事故の程度状況に応じて、市町村介護保険係、警察署、県東健康福祉センター等に報告連絡します。

(3) 事故、再発防止対策

①事故防止対策委員会や感染防止対策委員会の活動を基に、対応マニュアルを作成し、職員一同で事故防止に努めています。

②事故、ニアミス発生時には、そのつど報告書や防止策を検討、作成し、再発防止に努めていきます。

(4) 損害賠償

当事業者は損害賠償保険に加入しており、ご契約者に対して賠償すべきことが発生した場合は、保険の適用範囲内で契約書本文第12条及び第13条に基づき賠償いたします。

8　非常災害時の対応

当施設が定める「消防防災計画」及び「事業継続計画（BCP）」に基づき対応を行います。ご利用者様の安全を確保する為の必要かつ適切な措置を講じます。

平常時の訓練等として、施設が定める消防防災計画に基づき、昼間及び夜間を想定した防災訓練をご利用者も参加して行います。

9　虐待防止について

ご利用者に対する虐待防止の為に、以下の取り組みを講じています。

（１）研修等を通じて、従業者の人権意識の向上、知識や技術の向上に努めます。

（２）個別支援計画の作成により、適切な支援の実施に努めます。

（３）従業者が支援にあたっての悩みや苦労を相談できる体制を整える他、従業者が利用者等の権利擁護に取り組める環境の整備に努めます。

10　感染防止について

（１）当施設内に於いて、感染症が発生した場合には感染症マニュアルに沿って蔓延しない様、ご利用者の安全を確保する為の必要かつ適切な措置を講じます。

（２）従業者の知識及び技術の向上の為、感染防止対策委員会を設置し、研修や訓練を定期的に行います。

11　個人情報の保護と使用について

事業者及び従業者は、サービスを提供する上で知り得たご利用者及びご家族の個人情報を、正当な理由無く、第三者に漏らしません。また、この個人情報保護義務は、サービス提供契約が終了した後も継続します。
サービス担当者会議等において個人情報を使用するに当たり、予め別紙「個人情報使用同意書」にて同意を頂いています。

12　身体拘束について

サービス提供にあたり、原則として、身体拘束は行いません。しかし、ご利用者、ご家族に同意を得た上で、次に示すような条件が全て満たされた場合、必要最低限の範囲で身体拘束を行うことがあります。

(1) 切迫性
直ちに身体拘束を行わなければ、ご利用者本人又は他者の生命、身体に危険が及ぶことが考えられる場合に限ります。

(2) 非代替性
身体拘束以外に、ご利用者又は他者の生命、身体に対し危険が及ぶことを防止できない場合に限ります。

(3) 一時性
身体拘束を行う必要性がなくなった場合は直ちに身体拘束を解きます。
身体拘束を行う場合は、行った日時、理由及び様態等についての記録を行います。

13　見守り対策について

当施設では、ご利用者の安全と事故予防、事故発生時の早期発見を目的とした見守り対策に関する人感センサーマット・機器を使用する場合があります。人感センサーマット・機器につきましては画像や音声記録は残りません。

14　カスタマーハラスメントへの対応について

当施設では、すべてのご利用者に安心して介護サービスをご利用いただくとともに、職員が安全で働きやすい環境を確保することを大切にしています。
そのため、ご利用者又はご家族からの言動のうち、社会通念上相当な範囲を超え、従業者の就業環境を害するおそれのある行為については、カスタマーハラスメントに該当する場合があります。
具体的には、次のような行為が該当することがあります。

(1) そもそも介護サービスとは全く関係のない要求
(2) 契約している内容やサービスを著しく超える要求
(3) 不当な損害賠償請求
(4) 身体的な攻撃（暴行、物を投げる、唾を吐く、障害、刃物を向けるなど）
(5) 精神的な攻撃（脅迫、誹謗中傷、名誉棄損、侮辱、暴言、土下座の強要等）
(6) 威圧的な言動（声を荒げる、怒鳴り散らす、睨むなど）
(7) 継続的、執拗な言動（長時間、必要以上に厳しい叱責を繰り返すなど）
(8) 差別的な言動（人種、宗教、嗜好、容姿等に侮辱的な言動をするなど）
(9) 職員への性的な言動（つきまとい行為、わいせつな言動、身体を触る、手を握るなど）
(10) 職員個人への攻撃やいやがらせ行為（個人情報を執拗に聞く、個人の顔や名前などをＳＮＳ等に投稿するなど）

これらの行為が認められた場合には、複数名での対応や、サービス提供方法の見直しについて、ご相談させていただくことがあります。
なお、介護サービスに関する正当なご意見・ご要望・苦情につきましては、これまでどおり誠意をもって対応いたしますので、遠慮なくお申し出ください。

15　第三者評価の実施状況

当施設では第三者評価は実施しておりません。

16　協力医療機関

○高安医院 益子町七井2493－2　　0285－72－7231
○高根沢中央病院 高根沢町光陽台3丁目16-1　028－675－1133
○及川歯科医院 益子町益子2056　　0285－72－2234

17　苦情の受付について

(1) 苦情受付担当者

当事業所に対する苦情やご相談は以下の窓口で受けつけ、速やかに対応いたします。

【苦情受付担当者】
生活相談員　吉原　信明　久保　香織
【電話番号】
０２８５－６５－０８１１
【受付時間】
午前8時30分～午後5時30分

（2）その他の苦情受付窓口

【 名　称 】茂木町役場　保健福祉課　高齢介護係
【所 在 地】栃木県芳賀郡茂木町大字茂木１５５
【電話番号】０２８５－６３－５６０３
【Ｆ Ａ Ｘ】０２８５－６３－５６００

【 名　称 】栃木県国民健康保険団体連合会
【所 在 地】栃木県宇都宮市本町3番9号合同ビル6階
【電話番号】０２８－６２２－７２４２
【Ｆ Ａ Ｘ】０２８－６２２－７２８１

《事業所名》介護老人福祉施設ききょうの里
（栃木県指定番号０９７２７００１５７）
《住　　所》栃木県芳賀郡茂木町大字飯１６９４番地

《代表者名》施設長　永野　由美　印

上記重要事項について説明を受け、了承しました。

令和　　年　　月　　日

利用者氏名 ＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿ 印

身元引受人氏名 ＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿ 印